



佐賀県公報

平成20年
2月1日
(金曜日)
第 13012号

(○印は、県例規集に登載するもの)

日 次 規 則

◎公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

◎公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に

関する規則の一部を改正する規則

(二)・市町村課

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○佐賀県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により口頭により開示請求できる個人情報の一部改正

(三)・総務法制課

○ 告 示

○佐賀市営筑後川下流地区土地改良事業施行決定

(農地整備課)

○ 佐賀県告示第三十六号

佐賀県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により口頭により開示請求できる個人情報(平成十四年佐賀県告示第百六十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十年二月一日

佐賀県知事 古川 康

表の理学療法士採用試験の項及び作業療法士採用試験の項を次のように改める。

- 1 伊万里・有田地区特別養護老人ホーム組合の名称が伊万里・有田地区医療福祉組合に改められたことに伴い、所要の改正を行なうこととした。
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

○ 規 則

公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年二月一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第二号

佐賀市長 秀島敏行から協議のあった佐賀市営土地改良事業(基幹水利施設管理)筑後川下流地区の施行については、土地改良法(昭和24年法律第195号)

公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則
関する規則の一部を改正する規則

(昭和三十四年佐賀県規則第二十六号)の一部を次のよう改める。
第十九号中「伊万里・有田地区特別養護老人ホーム組合」を「伊万里・有田地区医療福祉組合」に改める。

公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則
関する規則の一部を改正する規則

第96条の2 第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定したので、同条第6項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議を申し出ることができます。異議申出書は、平成20年3月18日までに佐賀県佐賀中部農林事務所（郵便番号849-0925 佐賀市八丁畷町8番地1）に提出してください。

平成20年2月1日

佐賀県知事 古川康

1 縦覧に供する書類

佐賀市営土地改良事業（基幹水利施設管理）筑後川下流地区の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成20年2月4日から平成20年3月3日まで

3 縦覧の場所

佐賀市役所